

鷺沼駅前地区再開発準備組合

理事長 原 修一 様

住民説明会開催申入れ書受け取り拒否に抗議し、改めて住民説明会開催を求める申入れ書

2019年11月14日

宮前区役所・市民館・図書館移転に反対し鷺沼駅前再開発を考える会

共同代表 小久保善一 秋好賢一

私ども「会」の代表が、10月17日10時、準備組合が所在すると思われる東急本社に、「申し入れ書」を持参しました。しかし、受付では準備組合がどこにあるかわからないとの対応でした。

仕方なくその場で準備組合に電話をしたところ、辻本氏が電話にでて、申入れ書は「受け取れない」「会う必要がない」「事務所がどこにあるか言う必要がない」との返答でした。こちらの要望が聞いていただけないので川崎市のまちづくり局等に連絡して何度か接触いたしました。辻本氏の答えは「受け取れない」「会う必要がない」「事務所がどこにあるか言う必要がない」との返事の繰り返しで、2時間後の12時、「会」の代表は虫けらのように追い返されました。

その日の午後、「会」の代表が川崎市のまちづくり局等を回っていたところ、辻本氏より電話が入り「さきほどは失礼しました。受け取るから郵送してくれ、東急本社あてで届く」との話をいただきましたが、依然として事務所の所在地を明らかにしないため、「申し入れ書」は宙に浮いたままになっています。

後日、準備組合に電話を入れたところ、「東急本社です」「辻本も江口もいません」との「こんどう」氏のお話でした。その後、辻本氏と連絡がつき今日に至っています。

川崎市は、「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」により、500㎡以上の開発・建築計画の際も、事業者は関係住民への説明・質疑応答を義務付けています。

ましてや146mの高層マンションを含む大規模駅前再開発のなかに、区役所・市民館・図書館など公共機能が伴う再開発計画です。環境アセスメントや都市計画決定などの行政手続きでは説明が抜かされる事項があります。業務用スペースとしか明らかになっておらず、再開発地区のどこにどの規模の公共機能が組み込まれるか、なんの説明もありません。

したがって「会」は次の2点を要求します。

- 1、上記の東急本社と準備組合の対応は著しく社会的常識に反するばかりか、一流企業が行ったとは、とうてい信じられない異常なものです。この対応について率直な謝罪を要求するものです。
- 2、鷺沼再開発事業計画の住民説明会を宮前区内において開いてください。

なお、上記につき、速やかに回答いただくとともに、地元住民説明会の日時・会場等については、当会との打ち合わせを行う事を求めます。